標準鉄道利用運送約款

（平成二年十一月二十九日　運輸省告示第五百八十八号）
改正　平成七年　三月二〇日運輸省告示第一八五号
平成一二年　二月二七日同　第四〇四号
同　一五年　三月一八日国土交通省告示第二三五号
同　一五年　五月一四日同　第六二八号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　利用運送契約（第三条―第十二条）
第三章　運賃及び料金（第十三条―第二十四条）
第四節　事故及び指図（第二十五条―第二十九条）
第五節　責任（第三十条―第三十三条）
附帯業務等（第三十四条―第四十三条）
第四十四条―第四十八条）

第一章　総則

（事業の種類等）
第一条　当社は、鉄道運送事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）が行う貨物の運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業（第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業）（貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

2　当社は、前項の事業に附帯する業務を行います。

（適用範囲）
第二条　当社の一般の慣習によるものについて行われている慣習によります。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　利用運送契約

第一節　利用運送の申込み及び引受け

（受付日時）
第三条　当社は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の利用運送の申込みを受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（利用運送の順序）
第四条　当社は利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りではありません。

（貨物の種類及び性質の確認）
第五条　当社は利用運送の申込みが、貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　当社は、前項の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

3　当社は、これに応じない申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの規定上で、これを点検することがあります。

4　当社は、これにより生じた損害の賠償をしません。

（引受拒絶）
第六条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該利用運送が、運送前の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二　当該利用運送に関し、前の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　申込者から特別の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。

四　鉄道の輸送事情の逼迫その他のやむを得ない事由があるとき。

五　天災、鉄道の輸送に関し、荷送人又は荷受人の指示により乗貨先又は搬入したとき。

（荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所）
第七条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離、鉄道運送の取扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

2　荷造りが十分でない貨物であっても、当社が他の貨物に対して損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による当該貨物の損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（認められない荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所）
第八条　荷送人は、この限りでありません。貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当社が、必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　荷送人の他の貨物の取扱いに必要な事項

三　荷送人の他の貨物の取扱いに必要な事項

四　個数

五　その他当社が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（送状）
第九条　荷送人は、利用運送の申込みに際し、次に掲げる事項を記載した送状を一口ごとに提出しなければなりません。

ただし、荷送人が、必要重量品及び危険品を送状に明記しなければなりません。

2　荷送人は、貨物の品名、重量又は容積及び個数並びに荷造りの種類及び記号並びに住所及び電話番号（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）又は貨物の受取及び配達番号

3　荷送人は、その氏名又は商号及び危険品について、その名称及び危険品の性状その他必要な事項を送状に明記し、かつ、これらの事項を貨物の外部の見やすい箇所に表示しなければなりません。

（貴重品及び危険品についての特則）
第十条　貴重品及び危険品については、前条各号に掲げる事項のほか、当該貨物が貴重品である旨及び価額その他必要な事項を送状に明記しなければなりません。

2　荷送人は、その他必要な事項を送状に明記しなければなりません。

3　前二項の貴重品及び危険品とは、それぞれ鉄道運送事業者の定める約款その他の規則による貴重品及び危険品をいいます。

（荷送人の申告等の責任）
第十一条　当社は、荷送人から貨物引換証の請求があったときは、貨物が次の各号に掲げるものである場合を除き、これを発行します。

一　貴重品及び危険品以外の品名、数量及び価額

二　生鮮食料品等の腐敗しやすいもの及び汚わい品

三　着駅で専用線入りとなるもの。

四　品代金の取立ての委託に応じたもの。

五　コンテナ扱いによるもの。

六　前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる貨物であっても、当社が認めた場合には、貨物引換証を発行することがあります。

3　前二項の規定による貨物引換証の発行は、貨物の全部の引渡しを受けたのち、これを行います。

（代替輸送）
第十二条　当社は、荷送人の利益を害しない限り、申込みを受けた貨物の運送を他の運送機関による運送に変更することがあります。

2　前項の場合において、運送上の責任は、この約款に基づいて当社が負います。

第二節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）
第十三条　当社は、送状に記載された乗貨先又は受取場所において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、送状に記載された配達先又は引渡場所において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等）
第十四条　当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二　配達先が住宅以外の場合　その管理者又はこれに準ずる者

（再配達）
第十五条　荷受人の不在その他当社が責任を負わない事由により、配達した貨物を持戻ったときは、荷受人の請求により、当社は、荷受人にその旨を通知します。

2　当社は、その貨物を持戻ったときは、荷受人にその旨を通知します。

（留置権の行使）
第十六条　当社は、次の場合には、貨物の引渡しを拒むことができます。

一　当社が、その運賃、料金等の支払を受けるべき貨物の引渡しを拒むことができます。

二　荷受人が、次の各号に掲げる場合に当社が、荷受人に対する荷造指図の催告をすることができます。

（荷造指図の催告）
第十七条　当社は、荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

2　経過後、荷受人が、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

一　荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むとき。

二　荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むとき。

（着地における運賃、料金等の支払）
第十八条　当社は、その貨物の引渡しを拒むことができます。

2　当社は、その貨物の引渡しを拒むことができます。

（貨物引換証の喪失）
第十九条　当社は、貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、その貨物の引渡しをしません。

2　前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

（荷送人に対する荷受人に対する指図の催告）
第二十条　当社は、荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

2　当社は、荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むときは、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

（荷受人の不在）
第二十一条　荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むときは、その貨物の受取を催告し、その期間内に荷受人が、その貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の事由により、これを受け取ることができないとき。

2　当社は、荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むときは、その貨物の受取を催告し、その期間内に荷受人が、その貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の事由により、これを受け取ることができないとき。

（引渡不能貨物の寄託と通知）
第二十二条　当社は、荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むときは、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

2　当社は、荷受人が、その貨物の荷造指図を拒むときは、その貨物の処分について荷造指図をすることを催告することができます。

3　当社は、第一項の規定により貨物を倉庫営業者に寄託したときは、遅滞なく、倉庫証券の発行をもって貨物を寄託したときは、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

4　物の引渡しに代えることがあります。

（引渡不能貨物の供託）
第二十二条　当社は、第一項の貨物を供託することが前項の規定により、荷受人を確知することができない場合は、第十九条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託します。

2　当社は、前項の規定により供託したときは、遅滞なく荷送人又は荷受人にその旨を通知します。

（引渡不能貨物の競売）
第二十三条　当社は、荷送人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

一　発駅及び着駅

二　貨物の保管場所

三　荷姿及び数量

四　公告者の氏名又は名称及び住所

五　公告後三月以内に申出がないときは競売する旨

2　当社は、第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

3　当社は、損敗しやすい貨物は催告しないで、その貨物を競売することがあります。

4　ただし、当社は、損敗しやすい第二項の指図を催告しないときは、その貨物を競売することがあります。

5　当社は、その旨を通知します。

6　運滞場合において、第二項の規定により競売をしたときは荷送人及び荷受人に、その貨物を競売することがあります。

7　当社は、その価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

第三章　附帯業務等

（附帯業務等）
第四十四条　当社は、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の通常業務等に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2　個人（事業の適用方法は、第二十五条第二項の規定により荷造指図の催告をしないときは、荷受人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。

一　発駅及び着駅

二　貨物の品名

三　荷姿及び数量

四　公告者の氏名及び住所

五　公告後三月以内に申出がないときは競売する旨

（運賃及び料金）
第二十五条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

2　個人（事業の適用方法は、第二十五条第二項の規定により荷造指図の催告をしないときは、荷受人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

（運賃、料金等の支払方法）
第二十六条　当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときに荷送人から申し受けます。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。

3　当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を着払いとすることを認めることがあります。ただし、貨物の価額が運賃、料金等を担保するに足りないものについては、着払の取扱いをいたしません。

（延滞）
第二十七条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等にあっては、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をした日まで）の期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で延滞料を申し受けます。

（運賃請求権）
第二十八条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、運賃、料金等の全部又は一部を収受しています。

2　当社は、その運賃、料金等の全部又は一部が、この約款によらないものであるとき。

3　当社は、これを払い戻します。

4　当社は、その運賃、料金等の全部又は一部が、この約款によらないものであるとき。

（特別の費用）
第二十九条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　集貨搬入は配達にあたり、荷送人又は荷受人の指示により、ビルディングその他の建物の二階以上の階層、地下室等に直接搬入具に積載できない場合であるとき。

二　荷送人又は荷受人の指示により乗貨先又は搬入したとき。

三　荷送人又は荷受人の指示により乗貨先又は搬入したとき。

四　第三十二条第二項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。

第四節　事故及び指図

（貨物の処分権）
第三十条　荷送人又は貨物引換証の所持人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。この場合において、貨物引換証の所持人は、その証券を提示しなければなりません。

2　前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に通知します。

3　第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じて鉄道運送事業者等の定めた約款その他の規則に準じて、運賃、料金等の払戻しをし、又は追徴金を申し受けます。

（運送経路等の変更）
第三十一条　当社は、天災その他の事由により、当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったときは、当社は、その運送経路又は運送方法を変更することができます。

2　前項の場合において、当社は、荷送人の指図をまついとまがないと認めた時は、荷送人の指図がないとき、又は荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。

3　当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

（送状上の危険品の分離）
第三十二条　第十条第三項に定める危険品については、同条第二項による明告及び明記がなかった場合において、運送に支障があったときは、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当社は、荷送人の危険を防ぐ為、その貨物を他の貨物に損害を与えるおそれが生じたときも同様とします。

3　前項の規定による処分をしたときは、荷送人に通知します。

（損害賠償責任）
第三十三条　当社は、荷送人又は荷受人が、第十四条第二項の規定により荷造指図をしないとき、又は荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。

2　前項の場合において、当社は、荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

第五節　責任

（損害賠償責任）
第三十四条　自己又はその使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着につき損害賠償責任を負います。

2　前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、き損については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社は、当社又は当社の使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一　荷送人が当該貨物をコンテナに詰めたとき。

二　荷送人が当該貨物の封印に異常がないとき。

（貴重品についての特則）
第三十五条　貴重品については、第十条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）
第三十六条　当社は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送状の記載により又は荷送人の申告により貨物引換証の記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害に対しては、その責任を負いません。

（送状等の記載の不実等による責任）
第三十七条　当社は、送状の記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害に対しては、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人がその責任を負うものとします。

（免責）
第三十八条　当社は、次の事由による貨物の滅失、き損又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷受人の故意、過失

二　荷受人の危険又は荷受人の自然の消耗、虫食、鼠害

三　貨物物の性質、自然の性質、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

四　同盟罷業、暴動、騒擾その他の事変、強盗

五　不可抗力による火災、風水害等

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開装、没収、抑留又は第三者への引渡し

（損害賠償額）
第三十九条　当社が責任を負う事由により貨物が滅失又はき損した場合は、貨物を引き渡した日又は引き渡すべきであった日の到達地における価額を限度として賠償します。

2　第一項の額を決定するに当たっては、滅失又はき損したために生じた損害の額は、当該貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価により定します。

3　当社が責任を負う事由により貨物が延着した場合の損害賠償の額は、特約のある場合を除き、運賃、料金等の総額を限度とします。

（悪意又は重大な過失）
第四十条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、き損又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

（効力）
第四十一条　荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、貨物の責任の全部滅失の場合には、その貨物を引き渡すべきであった日から起算します。

3　前二項の規定は、当社が、貨物の責任の全部滅失の場合には、その貨物を引き渡すべきであった日から起算します。

（責任の特別消滅事由）
第四十二条　荷受人が保管する貨物を受け取ったときは消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない場合の損害賠償責任は、一部滅失があった場合においては適用しません。

2　前項の規定にかかわらず、荷受人が引渡しを拒むことができない場合の損害賠償責任は、当社に悪意があった場合には適用しません。

（賠償に基づく権利取得）
第四十三条　当社は、貨物の全部の価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

（附帯業務等）
第四十四条　当社が、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の通常業務等に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2　個人（事業の適用方法は、第二十五条第二項の規定により荷造指図の催告をしないときは、荷受人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

一　発駅及び着駅

二　貨物の品名

三　荷姿及び数量

四　公告者の氏名又は名称及び住所

五　公告後三月以内に申出がないときは競売する旨

2　当社は、第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

3　当社は、損敗しやすい貨物は催告しないで、その貨物を競売することがあります。

4　ただし、当社は、損敗しやすい第二項の指図を催告しないときは、その貨物を競売することがあります。

5　当社は、その旨を通知します。

6　運滞場合において、第二項の規定により競売をしたときは荷送人及び荷受人に、その貨物を競売することがあります。

7　当社は、その価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

（引渡不能貨物の任意売却）
第二十四条　荷受人を確知することができない場合又は第十九条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいものであって、前条の手続をとるいとまがないときは、荷送人又は荷受人の利益のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却することがあります。

2　前項の規定による売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。

第三節　運賃及び料金

（運賃及び料金）
第二十五条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当社が別に定める運賃料金表によります。

2　個人（事業の適用方法は、第二十五条第二項の規定により荷造指図の催告をしないときは、荷受人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

（運賃、料金等の支払方法）
第二十六条　当社は、運賃、料金等については、利用運送の引受けをしたときに荷送人から申し受けます。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人からその概算額の前渡しを受け、確定後これを精算します。

3　当社は、第一項の規定にかかわらず、運賃、料金等を着払いとすることを認めることがあります。ただし、貨物の価額が運賃、料金等を担保するに足りないものについては、着払の取扱いをいたしません。

（延滞）
第二十七条　当社は、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等にあっては、着地において荷受人に引渡しをしたときまで）に、利用運送の引受けをしたときまで（着払の運賃、料金等を支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をした日まで）の期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で延滞料を申し受けます。

（運賃請求権）
第二十八条　当社は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由又は当社が責任を負う事由により滅失したときは、運賃、料金等の全部又は一部を収受しています。

2　当社は、その運賃、料金等の全部又は一部が、この約款によらないものであるとき。

3　当社は、これを払い戻します。

4　当社は、その運賃、料金等の全部又は一部が、この約款によらないものであるとき。

（特別の費用）
第二十九条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　集貨搬入は配達にあたり、荷送人又は荷受人の指示により、ビルディングその他の建物の二階以上の階層、地下室等に直接搬入具に積載できない場合であるとき。

二　荷送人又は荷受人の指示により乗貨先又は搬入したとき。

三　荷送人又は荷受人の指示により乗貨先又は搬入したとき。

四　第三十二条第二項の規定により荷送人の指図に応じたとき又は同条第二項の規定により運送経路又は運送方法を変更したとき。

第四節　事故及び指図

（貨物の処分権）
第三十条　荷送人又は貨物引換証の所持人は、当社に対して、利用運送の取消し、荷受人の変更、貨物の返送その他の処分を請求しようとする者は、当社に対し書面による通知を行わなければなりません。この場合において、貨物引換証の所持人は、その証券を提示しなければなりません。

2　前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に通知します。

3　第一項の処分に応じた場合は、その処分に応じて鉄道運送事業者等の定めた約款その他の規則に準じて、運賃、料金等の払戻しをし、又は追徴金を申し受けます。

（運送経路等の変更）
第三十一条　当社は、天災その他の事由により、当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったときは、当社は、その運送経路又は運送方法を変更することができます。

2　前項の場合において、当社は、荷送人の指図をまついとまがないと認めたときは、当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更することがあります。

3　当社は、荷送人の利益のため、当社の裁量により運送経路又は運送方法を変更したときは、遅滞なく荷送人にその旨を通知します。

（送状上の危険品の分離）
第三十二条　第十条第三項に定める危険品については、同条第二項による明告及び明記がなかった場合において、運送に支障があったときは、荷送人がその責任を負います。

2　前項の場合において、当社は、荷送人の危険を防ぐ為、その貨物を他の貨物に損害を与えるおそれが生じたときも同様とします。

3　前項の規定による処分をしたときは、荷送人に通知します。

（損害賠償責任）
第三十四条　自己又はその使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、集配、積卸し、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着につき損害賠償責任を負います。

2　前項の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物の滅失、き損については、当該貨物が次の要件を満たし、かつ、当社が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、当社に対し損害賠償の請求をしようとする者は、当社は、当社又は当社の使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一　荷送人が当該貨物をコンテナに詰めたとき。

二　荷送人が当該貨物の封印に異常がないとき。

（貴重品についての特則）
第三十五条　貴重品については、第十条第三項に定める貴重品については、その種類及び価額の明告がないときは、損害賠償の責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）
第三十六条　当社は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送状の記載により又は荷送人の申告により貨物引換証の記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害に対しては、その責任を負いません。

（送状等の記載の不実等による責任）
第三十七条　当社は、送状の記載が、不実、不正確又は不完全であったために生じた損害に対しては、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当社が損害を被ったときは、荷送人がその責任を負うものとします。

（免責）
第三十八条　当社は、次の事由による貨物の滅失、き損又は延着については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷受人の故意、過失

二　荷受人の危険又は荷受人の自然の消耗、虫食、鼠害

三　貨物物の性質、自然の性質、腐敗、変色、変質、さびその他これに類似する事由

四　同盟罷業、暴動、騒擾その他の事変、強盗

五　不可抗力による火災、風水害等

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開装、没収、抑留又は第三者への引渡し

（損害賠償額）
第三十九条　当社が責任を負う事由により貨物が滅失又はき損した場合は、貨物を引き渡した日又は引き渡すべきであった日の到達地における価額を限度として賠償します。

2　第一項の額を決定するに当たって、滅失又はき損したために生じた損害の額は、当該貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公正な第三者の鑑定又は評価により定します。

3　当社が責任を負う事由により貨物が延着した場合の損害賠償の額は、特約のある場合を除き、運賃、料金等の総額を限度とします。

（悪意又は重大な過失）
第四十条　当社は、前条の規定にかかわらず、当社の悪意又は重大な過失により貨物が滅失、き損又は延着したときは、一切の損害を賠償します。

（効力）
第四十一条　荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、貨物の責任の全部滅失の場合には、その貨物を引き渡すべきであった日から起算します。

3　前二項の規定は、当社が、貨物の責任の全部滅失の場合には、その貨物を引き渡すべきであった日から起算します。

（責任の特別消滅事由）
第四十二条　荷受人が保管する貨物を受け取ったときは消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない場合の損害賠償責任は、一部滅失があった場合においては適用しません。

2　前項の規定にかかわらず、荷受人が引渡しを拒むことができない場合の損害賠償責任は、当社に悪意があった場合には適用しません。

（賠償に基づく権利取得）
第四十三条　当社は、貨物の全部の価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

第三章　附帯業務等

（附帯業務等）
第四十四条　当社が、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の通常業務等に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2　個人（事業の適用方法は、第二十五条第二項の規定により荷造指図の催告をしないときは、荷受人及び荷受人を確知することができない場合は、発駅及び着駅の営業所に次の各号に掲げる事項を公告し、その後三月を経過しても、荷受人、なお、その権利者を知ることができないときは、その貨物を競売することがあります。ただし、損敗しやすい貨物は公告後三月以内でも競売することがあります。

一　発駅及び着駅

二　貨物の品名

三　荷姿及び数量

四　公告者の氏名又は名称及び住所

五　公告後三月以内に申出がないときは競売する旨

2　当社は、第一項の指図を催告しても荷送人がその指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

3　当社は、損敗しやすい貨物は催告しないで、その貨物を競売することがあります。

4　ただし、当社は、損敗しやすい第二項の指図を催告しないときは、その貨物を競売することがあります。

5　当社は、その旨を通知します。

6　運滞場合において、第二項の規定により競売をしたときは荷送人及び荷受人に、その貨物を競売することがあります。

7　当社は、その価額を賠償したときは、その貨物に対する一切の権利は当社に帰属します。

（引渡不能貨物の任意売却）
第二十四条　荷受人を確知することができない場合又は第十九条第二項各号に掲げる場合において、貨物が損敗しやすいものであって、前条の手続をとるいとまがないときは、荷送人又は荷受人の利益のために公正な第三者を立ち会わせて、当該貨物を売却することがあります。

2　前項の規定による売却には、前条第四項及び第五項の規定を準用します。